

# 米子市立図書館の指定管理がなぜ問題なのか

元 鳥取県教育長 図書館友の会・米子 顧問 中永 廣樹

〈はじめに〉

米子市は米子市立図書館を指定管理にするために、早ければ9月市議会に条例改正案を提出し、12月には指定管理者を決定したいとのことである。

私は一市民として、米子市立図書館に指定管理者制度を導入することに大きな危惧と懸念を持つものであり、市のこの方針を知ってから、地方紙に投稿して反対の意見を述べた。

以下この紙面を借りて、もう少し詳しく私の考えを述べてみたい。

## 1 指定管理者制度とは何か

指定管理者制度は平成 15 年の地方自治法改正により、公共の施設の管理について、自治体の直営だけでなく、民間の株式会社、公益法人、NPO 法人、任意団体などであっても自治体から指定されれば

管理運営することができるようになった制度である。

改正の目的は、民間の力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を図ることができるというものである。これはこれで、意味のある制度ではあるが、だからと言って何にでもこの制度を適用すればいいというものではあるまい。この制度を導入するかどうかについては、その都度十分な検討を要する。

## 2 図書館が指定管理になじまない理由

### (1) 管理運営の理念の問題

図書館では本や資料を借りるのに料金は要らない。図書館法に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」とある。私たちにとって大切な博物館

や美術館など、他の社会教育施設が少額ながらも入館料を徴収するのに対して、無料としていることこそが図書館の役割の重要性を物語っている。

私たちは生きて、生活している中でさまざまなことを知りたくて図書館に行く。そこで生活に必要な知識や情報を得たり、心を豊かにしたり、政治・経済について考えたり、仕事や勉強のための資料・情報を得たりする。図書館は読み物や雑誌などを楽しむだけでなく、子育て、教育、医療・健康、文化・スポーツ、福祉・介護、防災、法律、まちづくり、農林水産、環境、歴史など、あらゆる問題についての良質な知識や情報を得る場である。

その「知の宝庫」の扉はどんな時代にあっても、どんな貧しい人でも、どんな立場の人でも、自由に開くことができる。その意味で図書館は「知の拠点」「民主主義の砦」「知る権利等の人間としての諸権利を守る砦」ともいえるべき、重要な社会教育施設である。

こうした重要な社会教育施設を管理運営するためにはしっかりした理念やビジョンが必要であり、その理念はいかなる状況にあっても守られなければならない。それが可能なのは、外部ではなく、図書館を設置している自治体である。理念がぐらつくことなく、長期にわたって担保されるのは、自治体であるからこそできることである。

## (2) 専門性の高い優れた人材の確保の問題

こうした図書館の運営の理念を可能にするのは館長や司書をはじめとする優れた職員の実存である。外部のいかなる権威や圧力にも屈せず、広い識見を持ちつつ図書・資料・情報の選定・収集にあたり、それらを的確に利用者に提示できる職員が何より必要である。

仮に外部の株式会社、法人、団体などが管理者となったとしても、組織内の職員数にも限りがあるろうし、指定期間が数年であることを考えれば、直営の時のように長期にわたって安定した身分保障はないことから、優秀な人材確保も難しい。

ついでに言えば、現在の米子市立図書館は直営でありながら職員については、市職員は館長と非常勤の2名のみで、司書をはじめとする10余名の職員は市が委託している米子市文化財団の職員である。これは、平成2年に県立図書館が市に移管されて市立図書館となって以来の形態であり、直営図書館の職員のあり方としては極めて変則的である。

このような人的な問題点を解決できるのは直営

であることである。直営にすれば、市のいう市職員と財団職員との混成の問題も、優れた職員の確保の問題も解決できる。指定管理でなく、市直営として、本来あるべき職員配置とすべきである。

## (3) 図書館運営の中長期的計画の問題

図書館の指定管理の検討の前に必要なのは、この市立図書館を市政の中にどのように位置づけ、将来にわたってどう拡充するのかという中長期計画である。しかるに、何年も前から市民有志がその策定を市教育委員会に要望しているにもかかわらず、この中長期的計画は今日でも策定されていない。

図書館のビジョン、中長期的計画も持たずに外部に図書館の管理運営を任せるのは大きな問題であり、無責任のそしりをまぬかれない。

## (4) 鳥取県の図書館活動に与える影響の問題

鳥取県の図書館活動については、県立図書館をはじめとして各市町村立図書館がそれぞれ特色ある、優れた取組をしており、全国から先導的な図書館活動の県として注目されている。

そんな中で、十分な議論や検討もなく、この制度を導入すれば、西部の中核図書館としての影響の強さから、県内の他の市町村への影響も大きなものがあると考えられる。

鳥取県の図書館行政、図書館活動に汚点を残すことになりかねないのを案ずる。

## (5) 市民への説明や意見聴き取りがない問題

このたびの市立図書館への指定管理者制度導入については、まず、直接の担当部局である市教育委員会の検討が十分でないと考えられる。教育委員会には図書館長の諮問機関としての図書館協議会があり、その協議は市民も傍聴できるが、この問題に関しては非公開の勉強会のみであり、4月現在公開の協議は一度もなされていない。また、図書館友の会の一部会員に対して一度だけ教育委員会の簡単な説明があっただけで、市民を対象にした説明会や意見交換会・意見聴き取りは一度もなされていない。

この問題は全国的に議論を呼んでいることからすれば、市民の意見を聞きつつ、市教育委員会として十分に時間をかけて検討する必要があると考えられる。市立図書館は市の教育にとっても極めて重要な意味を持つ。

## 3 米子市への要望

以上述べたように、市立図書館への指定管理者制度導入には大きな問題点がある。このため、今般、

図書館友の会・米子の会員有志が中心になり、「米子市立図書館を指定管理から守る会」を結成して、米子市立図書館を指定管理にしないように求める要望書を市教育長、市長あてに提出したいと考えている。

その要望は次の3点である。

- (1) 米子市立図書館を指定管理にしないこと
- (2) 米子市立図書館を引き続き米子市直営とし、司書等の専門性の高い職員を米子市職員とすること
- (3) 指定管理の検討に当たっては、広く市民や有

識者の意見を聞くこと。また、米子市立図書館を運営する理念を明確にするとともに、中長期的計画を策定すること。

#### 〈おわりに〉

わが米子市の生んだ世界的な経済学者・宇沢弘文氏の言葉に「社会的共通資本」という言葉がある。図書館は人類にとっての、市民にとってのもっとも重要な社会的共通資本ではなかろうか。

この図書館の指定管理問題について、市教育委員会の熟考を切に望むものである。